

資料3

保険料水準の統一について

※令和 7 年度第 1 回熊本県国民健康保険連携会議資料抜粋含む

1 保険料水準統一の概要

(1) 保険料水準統一とは

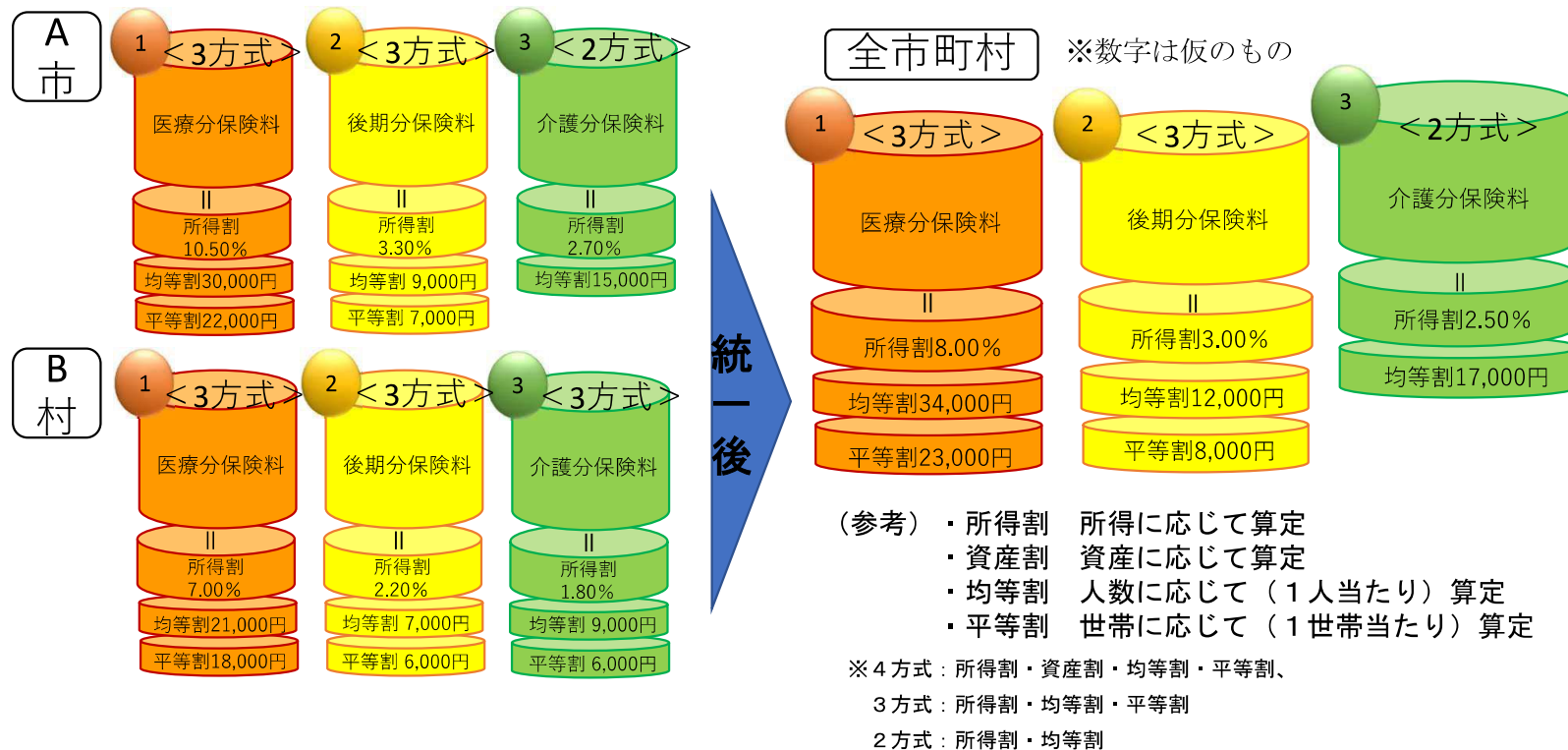
- ・ 都道府県内のどこに住んでいても、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料（税）とすること

(2) 保険料水準の統一の目的

- ・ 都道府県内のどこに住んでいても、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険給付を同じ保険料負担で受けられる（被保険者間の公平性確保）。
- ・ 保険料水準の統一を進めることで、市町村ごとの医療費水準を保険料に反映させないこととなり、特に小規模な保険者において、高額な医療費が発生した場合の年度間の保険料（税）の変動を抑えることができる（保険料変動の抑制）。

1 保険料水準統一の概要

(3) 保険料水準統一のイメージ

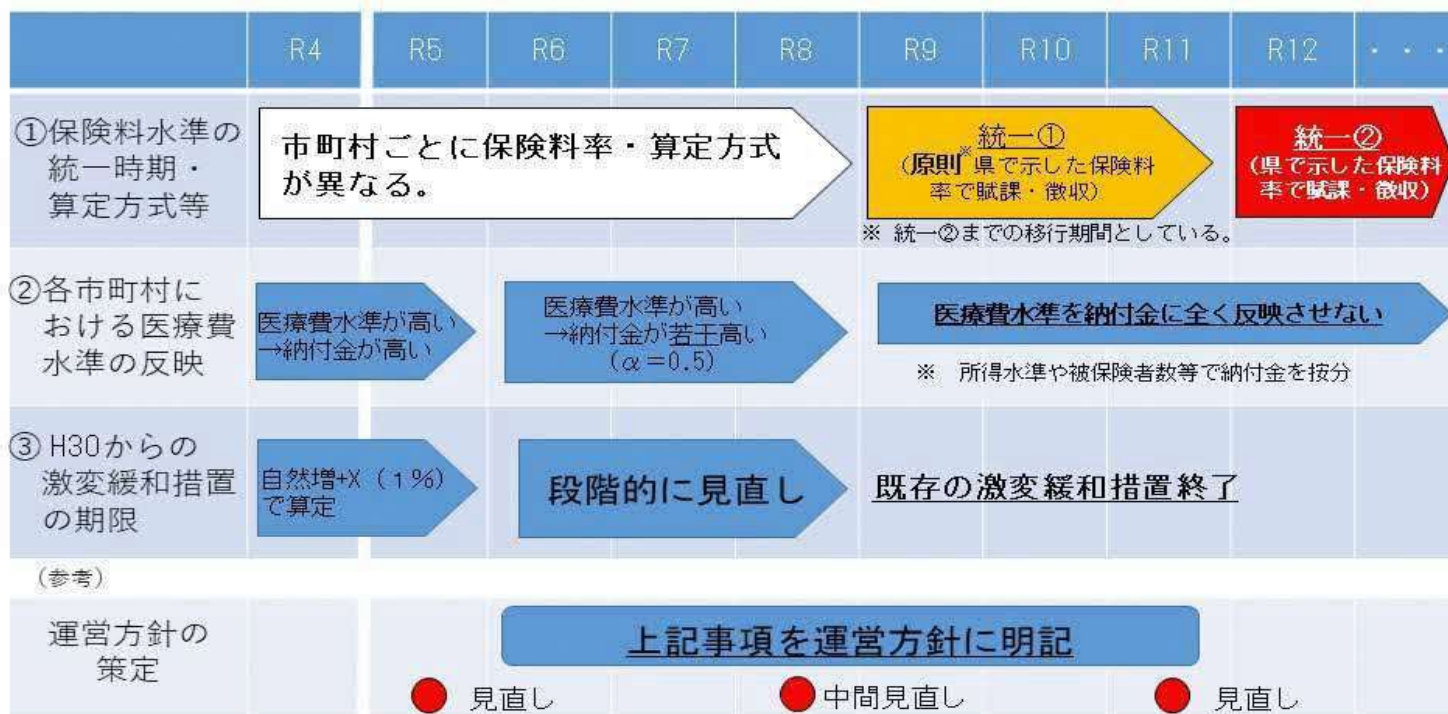


※R8年度以降は、上記に加えて子ども・子育て支援納付金分が追加される

(参考) 保険料水準の統一に係る熊本県国民健康保険運営方針の主な規定

別紙

保険料水準の統一に向けたロードマップ



※本ロードマップは、必要に応じ、市町村と協議した上で見直す場合がある。

統一時期前の保険税率の独自見直しを見据えた取組計画について

【現状・課題】

- ① 統一後の保険料(税)率に対する懸念について、市町村間で様々な意見があることから、県及び市町村との協議を行う。子ども・子育て支援(納付)金においても、保険税統一に向け情報共有を行っていく。
- ② 令和9年度から事業費納付金算定ベースで統一される(医療費水準反映係数 $\alpha=0$)。係数改定による納付金の額又は標準保険料率への影響を予測し、今後の国保財政の見通し及び保険税率の改定時期(統一前)等についての考察に着手したい。

【令和7年度の取組計画】

内容	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R8・R9 納付金 及び 標準保険料率の試算		← 分析 →			← 試算 →			
影響分析・税率改定 計画作成				← 分析 →		← 計画作成 →		
R 8 納付金の算定		県調査	県調査	仮算定	県調査	本算定		納付金 決定
進捗報告、協議等	運営 協議会				厚生常任 委員会等		運営 協議会	